

沖縄県が実施する那覇空港航空機整備基地整備事業及び国土交通省が実施する那覇空港エプロン拡張事業に伴う防衛施設の移転に関する協定

国土交通省航空局長及び防衛省整備計画局長は、沖縄県が実施する航空機整備基地整備事業（以下「航空機整備基地整備事業」という。）及び国土交通省が実施する那覇空港エプロン拡張事業（以下「エプロン拡張事業」という。）に伴う防衛施設の移転（以下「全体移転」という。）に関し、相互に協力することとし、次のとおり協定する。

第1条 全体移転に係る工事等の内容は、別表A欄に掲げる施設整備等とする。

2 沖縄県、国土交通省及び防衛省は、別表B欄に掲げる区分により、それぞれ予算措置を講じるものとする。機能補償に係る国土交通省による予算措置は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）に基づき行うものとする。

3 国土交通省は、沖縄県が負担する防衛施設の移転補償費も含めて、支出に関する事務を防衛省へ委任するものとする。

第2条 防衛省は、防衛省が現在使用する区域（別図に掲げる斜線①及び②部分）については、防衛省から国土交通省へ、国有地については所管換、民有地については借換え手続きを段階的に行うものとする。

第3条 本協定書の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第4条 本協定書に定めない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

平成28年3月28日

国土交通省航空局長 佐藤 善信

防衛省整備計画局長 真部 朗



A		B		C	備考
工事等区分		予算措置を行う機関		国土交通省から防衛省 へ支出委任するもの	
		沖縄県、国土交通省	防衛省		
建築施設					
1	レーダー展開塔 (管理棟機能含む)	○	○	○	
2	発射機パッド	○		○	
3	地上式火薬庫	○	○	○	
4	警衛哨舎	○	○	○	
5	待機室	○	○	○	
6	受配電施設		○		
7	地上覆土式火薬庫		○		
8	煙火火薬庫		○		
9	実包火薬庫		○		
10	発射哨舎		○		
11	油脂庫		○		
その他					
1	調査工事	○		○	
2	設計	○		○	
3	埋蔵文化財調査	○	○	○	
4	ユーティリティ	○		○	
概算費用		45.15億円	10億円		

※沖縄県及び国土交通省による防衛省への移転補償は、航空機整備基地整備事業及びエプロン拡張事業の実施に伴い、廃止し、又は休止することが必要となる機能回復を図るために行うものとする。

※防衛省は、全体移転に関し、既存施設の老朽度に応じ、応分の経費を負担するものとする。

※A欄に掲げる調査工事、設計、埋蔵文化財調査及びユーティリティは、A欄に掲げる施設等の整備に係る全ての工事を対象とするものとする。

※A欄に掲げる施設は、これに付帯する施設、諸機材、所要の移転経費等も含むものとする。

(別図)

